

周知の埋蔵文化財包蔵地照会依頼書

照会地 (地番・住居表示) ※該当する種類に○をつけてください	吹田市
添付地図	枚 ※依頼書1枚につき照会地は1件となります。

添付地図に示す照会地が、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかの確認を依頼します。

照会依頼者	会社名	
	御担当者	
	電話番号	
	FAX番号	

※送信前確認事項(項目確認後□に✓を入れて送付してください。)

添付地図は縮尺1/1500~1/2500程度の鮮明な地図となっている。

照会地範囲は明確な太い線で囲まれている。

※この線より上をご記入ください ↑

周知の埋蔵文化財包蔵地照会回答書

※この線より下は記入しないでください ↓

上記の照会について、下記のとおり回答します。

※文化財保護課で記入後、返信します。

照会 No.	照 —	回答年月日	令和 年 月 日
--------	-----	-------	----------

回答内容(※該当項目に☑) 照会地は、回答年月日現在において

<input type="checkbox"/> A 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しません。	包蔵地外	※文化財保護法93条の届出は必要ありません。
<input type="checkbox"/> B 周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺地に該当します。	周辺地	※文化財保護課と協議を行ってください。 ※別紙の『「周辺地」に関するご案内』を必ずお読み下さい。 ※周辺地とは周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する地域のこと、工事中に埋蔵文化財が出土する可能性が高い場所となっております。
<input type="checkbox"/> C 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当します。	包蔵地内	※工事着手の60日前までに、 文化財保護法第93条届出が必要です。 ※事前に発掘調査等が必要となりますので、文化財保護課と協議を行ってください。

遺跡名：

※B・Cの場合のみ
記入します。

※この回答書は、回答時点での情報を表しております。遺跡の発見等で周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲は変化する場合がありますので最新の情報をご確認ください。

※周知の埋蔵文化財包蔵地とは、土器等の遺物や古墳・住居跡等の遺跡が地中に埋もれていることが地域社会で認識されている場所となります。周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所でも、まだ埋もれていることが知られてない(見つからない)遺跡もありますので、工事中に発見された場合は文化財保護法第96条の届出が必要です。

※事前協議及び建築確認申請には、この回答書とは別に「建築確認申請に係る埋蔵文化財の裏書について」が必要となります。内容を記入の上、位置図を添付し文化財保護課へ提出して下さい。

(詳細は吹田市立博物館HP>市内の文化財>埋蔵文化財のページをご覧ください。)

※回答には3営業日程、
お時間をいただく場合がございます。

吹田市教育委員会 文化財保護課
TEL 06-6338-5500
FAX 06-6338-9886